

2026年度 JACセミナー（臨時開催）
2026年6月12日

グローバル認定協力機構（Global ACI） の多角的承認取決め（MRA）と 移行スケジュール

日本認定機関協議会（JAC）

本講演の内容

1 Global ACIの多角的承認 取決め（MRA）について

- 認定機関の“多角的承認取決め”
（Multilateral Recognition Arrangement）
- Global ACI MRAの仕組み及び目的
- Global ACI MRA署名認定機関の遵守事項

2 Global ACI MRAマークへの 移行とそのスケジュール

- 認定機関及び適合性評価機関
（CAB）によるGlobal ACI MRA
マークへの移行プロセス
- MRAマーク移行にかかる今後の予定
- Global ACI MRAにかかるCABの
認定の主張について

1

Global ACIの多角的承認取決め（MRA）について

認定機関の“多角的承認取決め” (Multilateral Recognition Arrangement)

(Global ACI ウェブサイトより)

MRA signatories commit to:

- *Recognising other signatories' accreditation processes and competence as equivalent, except when prohibited by regulation or law, ensuring confidence in accredited conformity assessment results.*

→認定機関が、他の認定機関の認定プロセスと（認定実施）能力を（同等であると）承認する。

⇒**認定機関の多角的承認取決め（Global ACI MRA）**

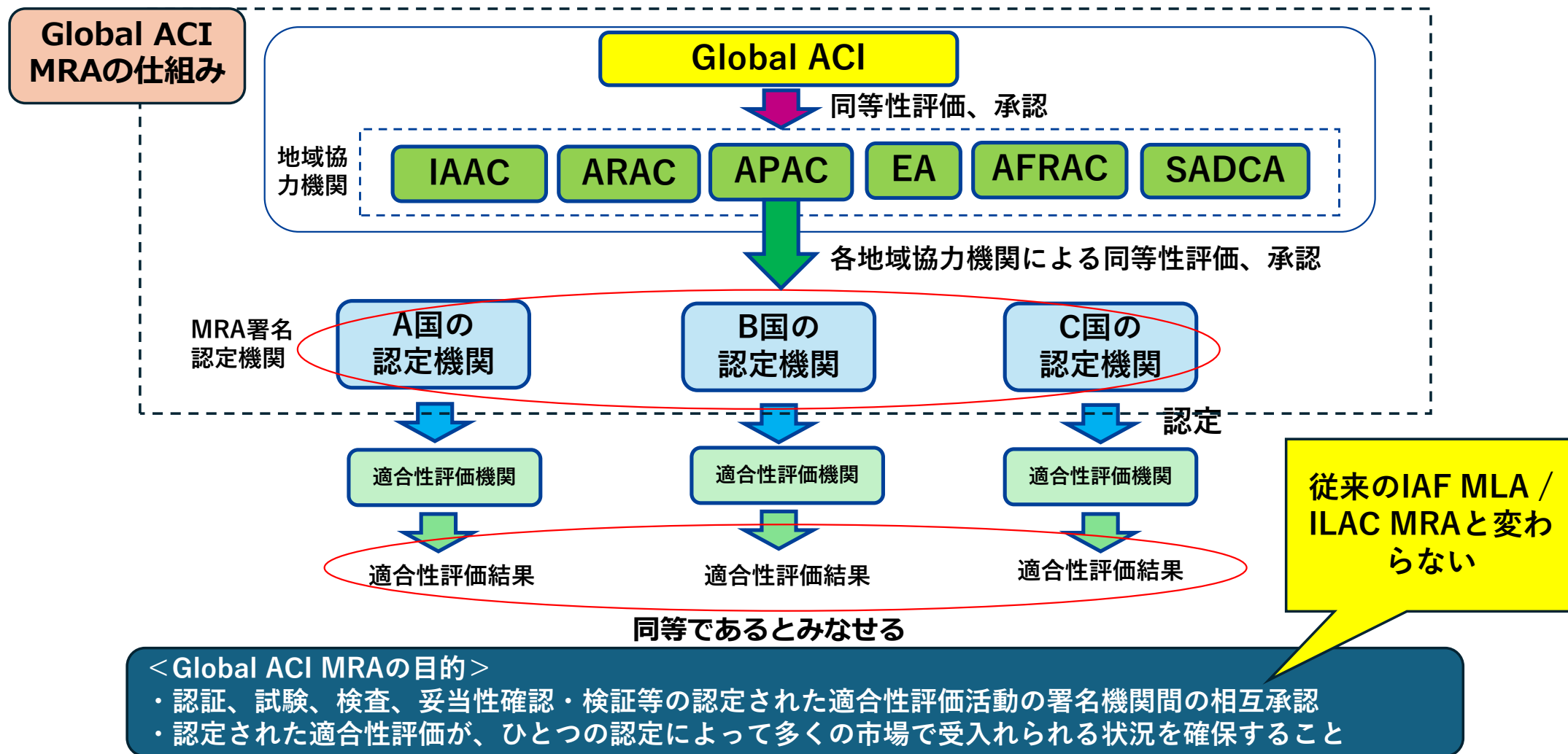
それにより、各々が認定するCABの結果の信頼性を確かにする。

- *Promoting acceptance of accredited conformity assessment results within the recognised scope of the Global ACI MRA, aligning with international best practices.*

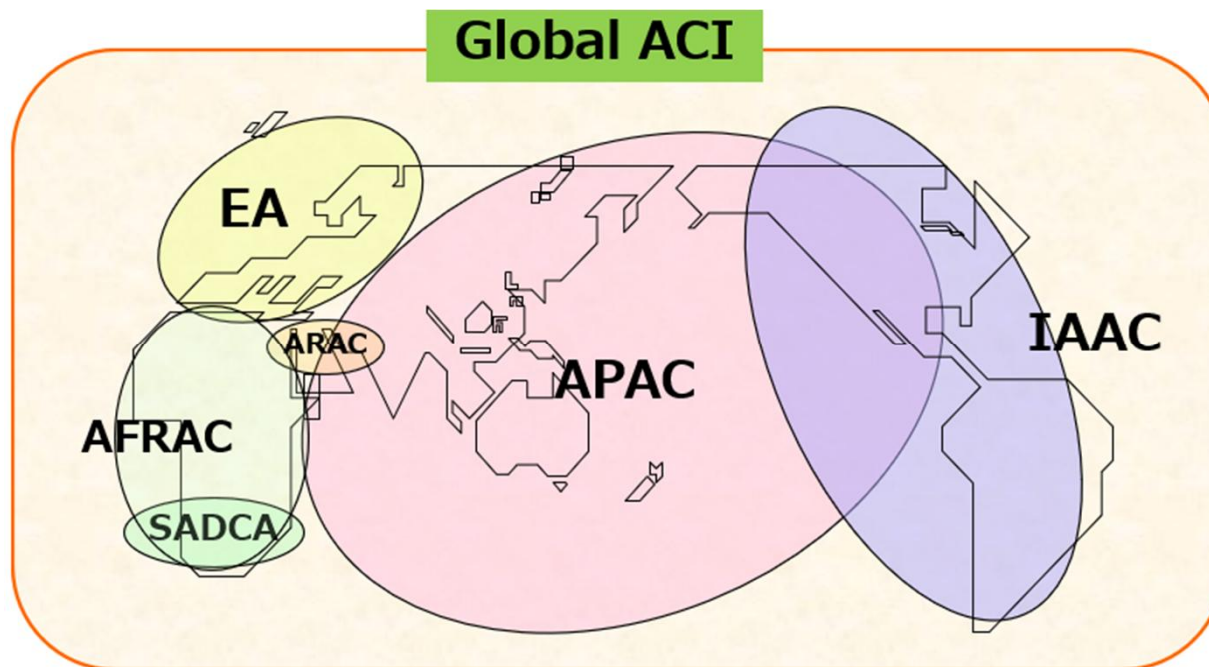
→それにより、認定されたCABの結果の相互受入れを促進する。

⇒“Accredited Once, Accepted Everywhere”の実現

Global ACI MRAの仕組み及び目的



Global ACIと地域協力機関との関係



<地域協力機関（Regional Cooperation Bodies）>

APAC : Asia Pacific Accreditation Cooperation（アジア太平洋）

EA : European cooperation for Accreditation（欧州）

IAAC : Inter-America Accreditation Cooperation（米州）

ARAC : Arab Accreditation Cooperation（アラブ）

AFRAC : African Accreditation Cooperation（アフリカ）

SADCA : Southern African Development Community Cooperation in Accreditation（南アフリカ）

Global ACI MRA署名認定機関の遵守事項

- ISO/IEC 17011、及び認定範囲に適用されるその他関連国際規格への適合性を維持する。
- Global ACI MRAの方針、手順、および規範文書を遵守し、Global ACIが規定する要求事項の一貫した遵守を確保する。
- 全ての認定CABが適用される国際規格およびGlobal ACIの要求事項に従って運営されることを、確かなものとする。
- 他の認定機関と協力してGlobal ACI MRAの拡大を支援し、相互承認枠組みにおける信頼性を維持する。

認定機関がGlobal ACIのフルメンバーに申請するためには、地域協力機関による相互評価（peer-evaluation）を受け、上記要求事項への適合が確認され、当該地域協力機関の多角的／相互承認取決めの署名機関とならなければならない。

2

Global ACI MRAマークへの移行と そのスケジュール

Global ACIロゴ及びGlobal ACI MRAマークについて

ポイント Global ACIのロゴと、Global ACI MRAマークは、それぞれ使用目的と許諾される使用者が異なります。

Global ACI ロゴ

- Global ACIとしての組織の識別表示として使用するもの。MRAマークとは異なる。
- 許可申請なく使用できるのは原則としてGlobal ACI事務局、理事会メンバーのみ。Global ACIのメンバーは事務局への申請及び承認が必要。メンバー以外も、広報目的の用途で使用申請を認める場合がある。

Global ACI MRA マーク

- MRA署名機関である認定機関は、自機関のロゴと組み合わせ（複合MRAマークという）でのみ使用することができる。
- 同認定機関によって認定されたCABは、認定シンボルと組み合わせ（複合MRAマークという）でのみ使用することができる。
- 使用条件は、Global ACI MRA-006等の文書で規定されている。
- MRA署名認定機関及び同認定されたCABによる複合MRAマークの使用は任意のため、Global ACI MRAスコープ内の報告書・証明書・声明書等において、複合MRAマークが表示されていない場合もあり得る。

Global ACI MRAマークへの移行について

2026年1月1日をもって、IAF MLA及びILAC MRAはGlobal ACI MRAに引き継がれました。が、

- Global ACI MRAマークが各国／経済地域で法的に使用可能となり、Global ACIから正式通知が届くまで、同マークは使用することができません。
- 現在、Global ACI MRAマークの使用に係る移行期間中です。

認定機関及び認定CABによるGlobal ACI MRAマークへの移行プロセス (Global ACI-MRA-006、及び“Global ACI IAF MLA/ILAC MRAマークの使用に係る移行ガイドライン”より)

Global ACIが国際商標登録を出願（出願日:2026年2月19日）



当該国／経済地域で商標登録される



Global ACI事務局から認定機関宛てに、移行に関する正式通知が届く

⇒これ以降、

- ・ 認定機関が(再)発行・修正変更する認定情報(認定証を含む)
- ・ 認定CABが(再)発行・修正変更する報告書等

にIAF複合MLAマーク/ILAC複合MRAマークは使用できない。



認定機関がGlobal ACI事務局にマーク使用を申請、使用許諾を得る

※複合MRAマーク（Global ACI MRAマーク＋認定機関のロゴ）の例をGlobal ACI事務局に提出し、承認を得る必要がある。

⇒認定機関がGlobal ACI複合MRAマークを使用できるようになる



認定機関とCABの間で、CABによる複合MRAマークの使用に関するライセンス契約を締結

※CABは、複合MRAマーク（Global ACI MRAマーク＋認定シンボル）の使用例を認定機関に提出し、書面による承認を得る必要がある。

⇒認定CABがGlobal ACI複合MRAマークを使用できるようになる

(参考) 国際商標登録の流れ (マドリッドプロトコール)

(WIPOウェブサイトより)

国際商標出願の提出
(本国知財庁)

国際商標出願と基礎商標（自国の商標）との同一性、等の確認

→出願をWIPO（世界知的所有権機関）へ提出

方式審査
(WIPO)

方式的要件の審査

- ・ 必要な全ての連絡先
- ・ 保護を求める締約国の指定
- ・ 画像の質
- ・ 手数料の支払 等

→「国際登録簿」に登録、締約国知財庁に通報

実体審査
(締約国知財庁)

当該国の国内法に基づく審査

- ・ 「保護容認声明」の通知
 - ・ (日本国は18か月) 何も通知しない
- } 保護確定

- ・ 「暫定的拒絶通報」の通知→指定国長官が保護付与or拒絶を確定

IAF MLA/ILAC MRAマークの暫定的使用について

(2026.3.7 Global ACI MRA-006付属書1 (IAF MLA/ILAC MRAマークの一時的な使用))

<認定機関>

- 2025年12月31日時点で、IAF MLA及び／またはILAC MRAの署名機関であった
 - 2026年1月1日時点で、IAF MLAまたはILAC MRAから停止または除名されていない
- ⇒MRAマーク移行までの間、引き続きIAF MLA/ILAC MRAマークを使用できる。
- ★既発行のIAF複合MLAマーク/ILAC複合MRAマーク付認定証等は、回収再発行は実施しません。
 - ★Global ACI MRAの成立（2026年1月1日）以降のMRAスコープ拡大に関する取扱いについては、Global ACIで検討中。

<認定CAB>

2026年1月1日以前に、IAF複合MLAマーク及び／またはILAC複合MRAマークの使用がサブライセンス契約等で許諾されている認定CAB は、移行期間中、認定機関が定めた規則及び条件に従う限り、引き続きこれらのマークを使用することができる。

※上記は暫定措置（Global ACI MRAマークが当該国において法的に登録され、使用可能となる時点で無効となる）



過去に発行されたIAF MLA/ILAC MRAマークの価値は、そのままGlobal ACI MRAに引き継がれます。既発行の証明書、報告書、声明書等を、Global ACI MRAマークを付し再発行する必要はありません。

認定機関及び認定CABによるGlobal ACI MRAマークへの移行プロセス（Global ACI事務局と認定機関のやり取り）

Global ACIが国際商標登録を出願



各締約国にて実体審査開始



当該国／経済地域（日本国）で商標登録される



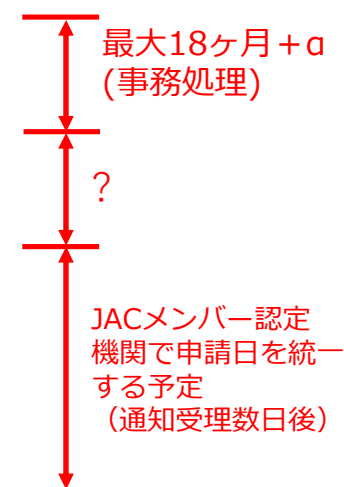
Global ACI事務局から認定機関宛てに、商標登録に関する正式通知が届く

- これ以降に認定機関が発行・更新する認定情報には
IAF複合MLAマーク/ILAC複合MRAマークは使用できない。



認定機関がGlobal ACI複合MRAマーク使用を申請、使用許諾を得る

- MRA-006によれば、Global ACI事務局の正式通知が届いてから使用申請による新マーク使用許諾までの期間に認定機関が発行・更新する認定情報には、IAF複合MLAマーク/ILAC複合MRAマーク/Global ACI複合MRAマークのいずれも使用できない。
→正式通知受理後、速やかに使用申請を行う必要がある。



認定機関及びCABによるGlobal ACI MRAマークへの 移行プロセス(認定機関とCABのやり取り)

Global ACI事務局から認定機関宛てに、商標登録に関する正式通知が届く

➤これ以降、認定CABが(再)発行・修正変更する報告書等にIAF複合MLAマーク/ILAC複合MRAマークは使用できない。



認定機関がGlobal ACI複合MRAマーク使用を申請、使用許諾を得る



認定機関とCABの間で、CABによるGlobal ACI複合MRAマークの使用に関する
ライセンス契約を締結

順次契約締結手続
きを行う予定。

※CABは、Global ACI複合MRAマークの使用例（報告書、HP等）を認定機関に提出し、
書面による承認を得る必要がある。

※Global ACIから提供される予定のライセンス契約締結様式例を用いて手続きを実施する
予定。

※複数の認定機関から認定を受けている場合、認定機関毎に契約の締結が必要である。

※契約締結完了以降、CABが(再)発行・修正変更する報告書等にGlobal ACI 複合MRAマーク
を使用できる。

Global ACI MRAマークへの移行にかかる今後の予定

- Global ACIロゴの国際商標登録が大きな律速段階となっており、加えて商標登録に必要な期間が国毎に大きく異なることが想定されます。Global ACIはそれによる混乱及び認定CABの競争性に対する潜在的な影響を考慮し、現時点ではGlobal ACI MRAマークへの移行を一時停止することとしています。

次回総会（10月）において、その時点での各国の登録状況を基に、一時停止に関して議論がなされる予定です。

- ライセンス契約締結によるGlobal ACI MRAマークへの移行方針については、後日各認定機関から発出する予定です。

Global ACI MRAにかかるCABの認定の主張について

- JACメンバー認定機関は、2026年1月1日時点でGlobal ACI MRA加盟が承認されています。
- したがって、それら認定機関に認定されているCABも、Global ACI MRA署名認定機関によって認定を受けていることを主張できます。
- それらCABは現時点で、報告書、宣伝媒体等で、認定された範囲内においてその認定の主張を行うことができます。
(例) 当社〇〇は、認定された範囲内においてISO/IEC 17025に適合していることを、Global ACIの多角的承認取決めに参加している〇〇によって認定されています。

※認定の主張については、認定機関が発出している方針文書等に従ってください。

※認定機関との契約締結完了までは、Global ACI複合MRAマークは使用不可です。

2026年1月1日以降の新規認定/認定更新/スコープ拡大CABにかかる対応について (IAF 複合MLA/ILAC 複合MRAマークの暫定的使用の可否)

<Global ACI MRA-006 付属書1 1.4>

Note 1: Existing accreditations issued prior to the transition may continue using the IAF MLA Mark and ILAC MRA Mark until their natural expiry, provided all other conditions in this temporary process are met.
(→認定機関向けの注記)

Note 2: Accredited CABs that were authorised to use the IAF combined MLA Mark and/or ILAC combined MRA Mark prior to 1 January 2026 may continue to use these Marks during the transition period, in accordance with the rules and conditions established by their Accreditation Body. Such use is permitted only until the Global ACI MRA Mark becomes legally registered and available in their economy. (以下略)
(→認定CAB向けの注記)

2026.1.1以前にIAF 複合MLA/ILAC 複合MRAマークの使用が許諾されていた認定CABは、移行期間中はMLA/MRAマークを使用できる、とある。
認定CABに関する記述はこれのみ。

 本記述の解釈について、今後確認予定です。

参照先

Global ACI MRAについて： <https://global-aci.org/en/about-the-global-aci-mra/>

Global ACI MRAマークについて： <https://global-aci.org/en/mra-mark/>

Global ACI MRA署名認定機関情報： <https://global-aci.org/en/recognised-abs/>

Global ACI MRA署名地域機関情報： <https://global-aci.org/en/recognised-regions/>

Global ACI MRA関係文書： https://global-aci.org/en/global_aci-documents/?cat_id=3

おわりに

- 今後のMRAマークの移行にかかる情報及び方針は、適宜JACメンバー認定機関間の整合をとった上でアナウンスする予定です。
- 今後予定されるマーク使用にかかるライセンス契約締結を円滑に実施するため、認定適合性評価機関の皆様にはご協力をお願いします。
- ご不明な点があれば、各認定機関に問い合わせください。

ご清聴ありがとうございました。

